

## 高圧産業用電力 I 料金表

### 【産業用電力 A - I, 産業用季特別電力 A - I】

当社の高圧産業用電力 I（選択供給条件）6（産業用電力 I）(3)イの基本料金および電力量料金，附則 2（蓄熱調整契約をあわせて契約される場合の特別措置）(5)の蓄熱単価ならびに附則 2（蓄熱調整契約をあわせて契約される場合の特別措置）(6)の割引単価は以下のとおりといたします。

#### 1 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

##### (1) 産業用電力 A - I

契約電力 1 キロワットにつき	1,471円78銭
-----------------	-----------

##### (2) 産業用季特別電力 A - I

契約電力 1 キロワットにつき	1,471円78銭
-----------------	-----------

#### 2 電力量料金

##### (1) 産業用電力 A - I

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	16円38銭	15円16銭

##### (2) 産業用季特別電力 A - I

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いた

します。

イ ピーク時間

1キロワット時につき	24円18銭
------------	--------

ロ 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円66銭	19円39銭

ハ 夜間時間

1キロワット時につき	9円59銭
------------	-------

3 蓄熱単価は、次のとおりといたします。

蓄熱電力量1キロワット時につき	7円84銭
-----------------	-------

4 割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,251円01銭
---------------------	-----------

### 【産業用臨時電力Ⅰ】

当社の高圧産業用電力Ⅰ（選択供給条件）7（産業用臨時電力Ⅰ）(3)口の電力量料金は以下のとおりといたします。

(電力量料金)

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に

使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	1 9 円 1 2 銭	1 7 円 6 5 銭

### 【産業用自家発補給電力Ⅰ】

当社の高圧産業用電力Ⅰ（選択供給条件）8（産業用自家発補給電力Ⅰ）  
 (3)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

#### 1 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,609円28銭
---------------	-----------

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	350円89銭
---------------	---------

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

#### 2 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(1) 定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	1 7 円 7 1 銭	1 6 円 3 8 銭

(2) (1) 以外の場合

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	2 1 円 3 4 銭	1 9 円 6 9 銭

### 【実 施 期 日】

この高圧産業用電力 I 料金表は、令和 5 年 4 月 1 日から実施いたします。

### 【料 金 表 の 変 更】

- 1 当社は、高圧産業用電力 I（選択供給条件）3（選択供給条件の変更）にもとづき、この高圧産業用電力 I 料金表を変更することがあります。
- 2 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この高圧産業用電力 I 料金表を変更いたします。
- 3 1 および 2 の場合には、契約期間中であっても、産業用電力 A-I および産業用季時別電力 A-I の基本料金、電力量料金、蓄熱単価および割引単価、産業用臨時電力 I の電力量料金ならびに産業用自家発補給電力 I の基本料金および電力量料金は、変更後の高圧産業用電力 I 料金表によります。

### 【この料金表の実施にともなう切替措置】

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準供給条件23（料金の算定）および24（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。